

町長への手紙・ご意見箱

芦屋町では、「まちづくりは町民全員が協働してつくるもの」と考え、町政への提案や意見などをいただく「町長への手紙」と、「ご意見箱」があります。今回は、令和2年度にいただいた町長への手紙・ご意見箱の中から抜粋して紹介します。

▷問い合わせ 広報情報係 (☎223局3569)



手紙 芦屋海浜公園にサイクルスタンドを設置してほしい

芦屋海浜公園から波津までの自転車道をサイクリングしていますが、芦屋海浜公園のわんぱーく付近で休憩するときにサイクルスタンドがないため、自転車を木に立てかけたり、芝生の上に寝かせたりしています。設置の検討をお願いします。

(60歳代・男性)

対応 芦屋海浜公園駐車場に設置しました

芦屋海浜公園内にはサイクルスタンドが芦屋町観光協会の前にはありますが、わんぱーく付近にはなかったため、わんぱーく横の駐車場に新たに設置しましたのでご利用ください。

(産業観光課)

手紙 バス停に屋根とベンチを設置してほしい

商業施設の近くのバス停で、高齢者が重い物の荷物を持ってバスを待っている姿を見かけます。これからの季節、雨や日差しが強くなります。バスの利用者の健康のため設置の検討をお願いします。設置されればバスがより利用しやすくなると思います。

(40歳代・女性)

対応 バス停 20カ所にベンチを設置しました

昨年度は20カ所のバス停にベンチを設置しました。今年度は8カ所に設置する予定です。バス停の屋根は歩道に設置できる条件などがあるため、今後のバス停整備の中で検討します。

(環境住宅課)

令和2年度 受付状況

■年代別受付人数

	町長への手紙		ご意見箱	
	受付(人)	構成比(%)	受付(人)	構成比(%)
19歳以下	0	0	0	0
20・30代	3	5.4	6	15.4
40・50代	9	16.4	10	25.6
60歳以上	21	38.2	6	15.4
不明	22	40.0	17	43.6
計	55	100.0	39	100.0

■性質別受付件数(1通に複数の内容あり)

	町長への手紙		ご意見箱	
	受付(件)	構成比(%)	受付(件)	構成比(%)
意見・提案	3	4.5	17	37.0
要望・苦情	53	79.1	19	41.3
お礼など	11	16.4	10	21.7
計	67	100.0	46	100.0

○町長への手紙やご意見箱は、町民の皆さんの声を町政に反映させるためのものです。まちづくりの提案や意見、日常生活の中で感じていることをお寄せください。

○町長への手紙やご意見箱は、個人のプライバシーや利害にかかわるもの以外は、差出人へ返事を送ります。できるだけ、名前と住所などを記入してください。なお、ひぼうちゆうしょう 誹謗中傷の類は受け付けません。

▷町長への手紙(用紙)の設置場所
役場2階企画政策課、町民会館、中央公民館、山鹿公民館、芦屋東公民館

▷ご意見箱
町のホームページ(トップページ下部)にある「ご意見・ご提案」からお寄せください。



■芦屋海水浴場を開設します

▷開設期間 7月10日(土)～8月22日(日)



■はまゆう開花時期

▷とき 7月中旬～8月上旬

▷ところ 夏井ヶ浜はまゆう自生地



■中止などのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、イベントなどを中止します。

●レジャープール「アクアシアン」営業中止

▷問い合わせ レジャープール「アクアシアン」
(☎223局3481)

●あしや花火大会中止(7月24日)

▷問い合わせ あしや花火大会実行委員会
(芦屋町観光協会内☎221局1001)、
商工観光係(☎223局3542)

●あしや精霊流し中止(8月15日)

▷問い合わせ 芦屋町観光協会
(☎221局1001)

※祇園山笠の開催も中止されます(7月中旬)。

差別をなくすために 第433号

芦屋町人権・同和教育研究協議会



外国人の人権

近年、国際化の影響により学校や職場などさまざまな場面で外国人をよく見かけます。各公共交通機関での多言語表記への対応からも、今後、ますます日本に入国する外国人は増えていくでしょう。その一方で、生活習慣や文化、宗教などの違いから、外国人をめぐるさまざまな人権問題が発生しています。

外国人の人権問題として、実際にアパートやマンションへの入居を拒否される事例や、公衆浴場での入浴を拒否される事例が確認されています。こうした外国人に関する差別的な事例や問題が発生する背景には、異なる文化や風習を受け入れられないことや、言葉が通じないことから誤解や偏見を抱いていることが要因となっています。

最近では、特定の民族や国籍の人を国から追い出そうとする差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが、社会問題となっています。特にヘイトスピーチは、見聞きした人びとに対して、悲しみや恐怖、不安感や嫌悪感を抱かせるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、新たな差別を生じたりする恐れがあります。そこで、平成28年6月3日に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。この法律には、ヘイトスピーチのような「不当な差別的言動」は許されないものであると示されています。

外国人に関する偏見や差別をなくすために、私たち一人ひとりが外国人のもつ文化や多様性を受け入れ、理解し、歩み寄ることが大切です。言葉が通じないから、どうせ分からないと決めつけ、誤解や偏見を抱くのではなく、分からないからこそ知ろう、理解しようと努力してみませんか。外国人だからという理由で差別や偏見に悲しむ人がいる社会では本当の国際社会とは言えません。国という枠を超えて、誰もが自分らしく生きられるすてきな国際社会を実現していきましょう。

▷問い合わせ 社会教育係
(☎223局3546)

